

博多区版

ご遺族のための手続きガイド

【今後の手続きのご案内】

この度のご親族のご不幸、謹んでお弔い申し上げます。

身近な人が亡くなった後の手続きについては、健康保険証や介護保険証の返却、未支給年金や遺族年金の請求など、さまざまなお手続き（申請・届出）が必要となります。その手続きに必要なものなどをこの1冊にまとめましたのでどうぞご活用ください。

なお、このガイドは博多区に住所があった方がお亡くなりになった場合のものです。

博多区以外の方は、住所があった市区町村の窓口へお問い合わせください。

手続き窓口のご案内

担当課	該当 手続き	手続き内容	手続き完了	引継
3階 5番窓口	市民課	☐ 住民票（世帯主変更）	☐	☐
3階 9番窓口	保険年金課	☐ 保険・医療費助成（保険証の返却）	☐	☐
3階 10番窓口		☐ 年金	☐	☐
3階 13番窓口	子育て支援課	☐ こどもの手当に関する事	☐	☐
4階 16番窓口	福祉・介護保険課	☐ 介護保険・障害者手帳・高齢者乗車券に関する事	☐	☐
4階 21番窓口	課税課	☐ 市県民税に関する事	☐	☐
4階 22番窓口		☐ 固定資産税に関する事	☐	☐
階 番窓口		☐	☐	☐



福岡市博多区役所

もくじ

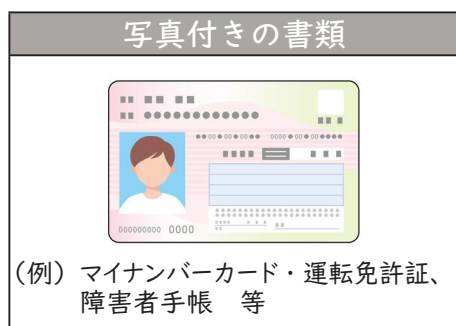
1	区役所に来庁される際のご案内	P	1
2	よくあるご質問	P	1
3	ご遺族サポート窓口について	P	2
4	博多区役所での手続き概要	P	3
5	福岡市役所関係での主な手続き	P	10
6	その他の機関等での主な手続き	P	12
7	委任状に関するご案内	P	15
8	博多区役所庁舎案内	P	17

1 区役所に来庁される際のご案内

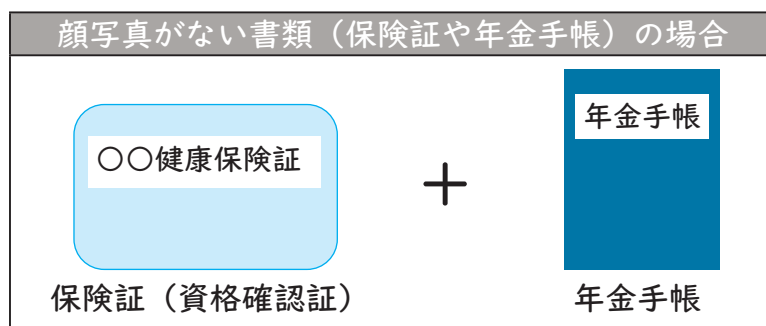
(1) 窓口受付時間 **8時45分～17時15分**

(2) ご準備いただくもの

☐ 窓口に来られる方の本人確認書類



または



☐ 各手続き毎に必要なものは3～9ページの手続き概要をご覧ください。

※博多区役所以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで7～10日程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをおすすめします。

2 よくあるご質問

Q1：亡くなった人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか？

A1：証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。

Q2：手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」といわれました。すぐに取得できますか？

A2：「どこの市区町村の窓口に死亡届を提出されたか」と、「亡くなった方の本籍地がどこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。「死亡届を提出された市区町村」と「本籍地の市区町村」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに1週間程度かかります。
※詳しくは、死亡届を提出された市区町村または本籍地の市区町村にお尋ねください。

Q3：亡くなった人のマイナンバーカード（個人番号カード／通知カード）が、手元にあるのですが、どうすればいいですか？

A3：マイナンバーカード（個人番号カード／通知カード）は返納の必要はありません。
相続等の手続きで個人番号の提示を求められる場合があるので、手続き終了まで保管いただき、必要がなくなれば裁断して処分してください。

3 ご遺族サポートの窓口のご案内

「ご遺族サポート窓口」では、急なご家族の不幸時に必要となる区役所での手続きのご案内を行います。

1: ご遺族サポート窓口ダイヤル (市民課戸籍係)

☎ 092-419-1017

FAX 092-432-2866

2: 窓口受付時間

月曜日から金曜日の9時～17時（祝休日・年末年始を除く）

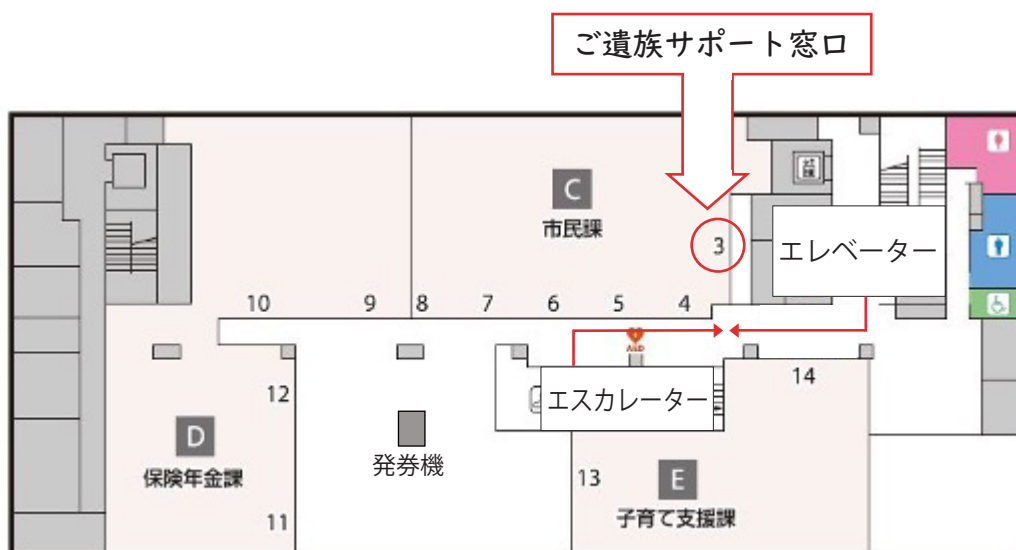
区役所の各窓口の受付時間は17時15分までです。

サポート窓口の受付時間によってはサポート窓口利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますのでご注意ください。

3: 場所

博多区役所 3階 市民課3番「ご遺族サポート窓口」

※発券機で番号札を取ってお待ちください。



「ご準備いただくもの」

(1) 窓口に来られる方の本人確認書類

(2) 各手続きに必要なものは3～9ページの手続き概要をご参照ください。

4 博多区役所での手続き概要

◆お越しの際は、届け出す方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

（１）住民票

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
3人以上の世帯の世帯主だった	☐ 世帯主変更 故人が世帯主であった場合で下記に該当した場合、世帯主変更の手続きが必要です。 ・同一世帯に残された15歳以上の世帯員が2名以上いる。	新世帯主	☐ 来庁する方の本人確認書類 ☐ 委任状（代理人の場合）	3階⑤ 市民課（窓口係） ☎ 092-419-1009 FAX 092-432-2866	世帯主が亡くなった日から14日以内

（２）保険・医療費助成（国民健康保険）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と委任者の本人確認書類、代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
国民健康保険に加入していた	☐ 保険証等の返却	世帯主	☐ 保険証もしくは資格確認書 ☐ 本人確認書類 ★（お持ちの方は以下も） ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	3階⑨ 保険年金課（保険係） ☎ 092-419-1118 FAX 092-441-0075	速やかに
	☐ 世帯主変更	新世帯主	☐ 加入者全員の保険証もしくは資格確認書 ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバーがわかるもの		
	☐ 葬祭費の支給申請	喪主	☐ 喪主の口座番号がわかるもの ☐ 喪主の本人確認書類 ☐ 会葬礼状または埋火葬許可証 （葬祭を行った喪主と亡くなった方の氏名がわかるもの）		葬祭を行った日の翌日から2年以内
	☐ 高額療養費の払い戻し（※１）	亡くなった方が国民健康保険の世帯主の場合は相続人代表者（※２） 亡くなった方が国民健康保険の世帯主以外の場合は、国民健康保険の世帯主	☐ 本人確認書類 ☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 医療機関の領収書（直近の受診の場合） ☐ 戸籍謄本等が必要な場合があります。	3階⑪ 保険年金課（給付係） ☎ 092-419-1117 FAX 092-441-0075	診療年月の翌月1日から2年以内

（※１）高額療養費・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

（※２）相続人代表者・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(3) 保険・医療費助成（後期高齢者医療保険）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と委任者の
本人確認書類、代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

亡くなった方 について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
後期高齢者医 療保険に加入 していた	☐ 保険証等の返却	特に指定は ありません	☐ 保険証もしくは資格確認書 ☐ 本人確認書類 ★(お持ちの方は以下も) ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額・標準負担 額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	3階⑨ 保険年金課 (保険係) ☎ 092-419-1118 FAX 092-441-0075	速やかに
	☐ 葬祭費の支給申請	喪主	☐ 喪主の口座番号がわかるもの ☐ 喪主の本人確認書類 ☐ 会葬礼状または 埋火葬許可証 (葬祭を行った喪主と亡く なった方の氏名がわかるも の)		葬祭を行った 日の翌日から 2年以内
	☐ 高額療養費の 払い戻し(*1) ☐ 相続人代表者 指定届	相続人代表者 (*2)	☐ 本人確認書類 ☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 印鑑(認印可) ☐ 戸籍謄本等が必要な 場合があります。	3階⑪ 保険年金課 (給付係) ☎ 092-419-1117 FAX 092-441-0075	診療年月の 翌月1日か ら2年以内

(4) 保険・医療費助成（その他）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と委任者の
本人確認書類、代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

亡くなった方 について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
国民健康保険・ 後期高齢者医 療保険以外の 健康保険に加入し、家族を 扶養していた	☐ 保険の加入手続き	新世帯主	☐ 健康保険資格喪失証明書 ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバーがわかるもの	3階⑨ 保険年金課 (保険係) ☎ 092-419-1118 FAX 092-441-0075	速やかに
医療証を持っ ていた 《 子ども・ひと り親家庭・重 度障がい者 》	☐ 各種医療証の返却	特に指定は ありません	☐ 子ども医療証 ☐ ひとり親家庭等医療証 ☐ 重度障がい者医療証		
国民健康保険・ 後期高齢者医 療保険以外の 健康保険に加入 していた	加入していた健康保険の保険者へお問い合わせください。				

(※1) 高額療養費・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

(※2) 相続人代表者・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を定めるものではありません。

4 博多区役所での手続き概要

◆お越しの際は、届け出す方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

(5) 年金

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
国民年金を受給していた	☐ 未支給年金の請求	生計同一であった親族	☐ 死亡診断書 ☐ 亡くなった方の年金証書等 ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 請求者のマイナンバーカード ※上記以外にも必要書類がございますので窓口でご相談ください。	3階⑩ 保険年金課 (国民年金係) ☎ 092-419-1120 FAX 092-441-0075	速やかに
国民年金に加入していた	☐ 遺族基礎年金の請求 ☐ 死亡一時金の請求 ☐ 寡婦年金の請求	続柄・年齢等により制約があります。窓口でご相談ください。			
国民年金以外の年金に加入・受給していた	○厚生年金・国民年金（老齢） ・未支給年金 ・遺族厚生年金			博多年金事務所 ☎ 092-474-0012 年金ダイヤル ☎ 0570-05-1165	
	○共済年金			加入していた共済組合	
	○恩給			総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400	
	○企業年金			企業年金コールセンター ☎ 0570-02-2666	

(6) 高齢者

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
高齢者福祉サービスを受けていた	☐ 高齢者乗車券の返却	特に指定はありません	☐ 交通用福祉 IC カード ☐ タクシー助成券	区役所 4階⑩ 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) ☎ 092-419-1078 FAX 092-441-1455 (問合専用)	速やかに
	☐ まごころ駐車場利用証の返却		☐ まごころ駐車場利用証		
	☐ 緊急通報システムの返却		—		

(7) 介護保険

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
亡くなった方は、65歳以上である、亡くなった方は、要支援・要介護の認定を受けていた	☐ 介護保険証等の返却 ☐ 送付先変更届（※3） ☐ 高額介護サービス費の未支給分の請求（※4）	親族または相続人代表者（※2）	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 相続人代表者の通帳 ※戸籍謄本が必要な場合があります。 ☐ 受給権継承届兼誓約書（窓口にあります。）	区役所 4階⑦ 福祉・介護保険課 (介護サービス係) ☎ 092-419-1081 FAX 092-441-1455 (問合専用)	速やかに (※4)はサービス提供の日の翌月初日から2年以内

(※2) 相続人代表者…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(※3) 送付先変更届…単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

(※4) 高額介護サービス費…高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

(8) 子どもの養育者（＊５）

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
亡くなった方は、18歳以下の子どもを養育していた	☐ 児童手当の変更	児童の養育者 （＊５）	ご家庭の状況により必要書類が異なります。 事前に窓口へご相談ください。	区役所 3階③ 子育て支援課 （こども家庭福祉係） ☎ 092-419-1080 FAX 092-402-2703	速やかに
	☐ 児童扶養手当の変更				
	☐ 特別児童扶養手当の変更				
	☐ 災害遺児手当	親を災害でなくした義務教育終了前児童の養育者 （＊５）			
	☐ 第3子優遇事業	児童の養育者 （＊５）			
	☐ 認可保育園の家族構成変更届				
☐ ひとり親家庭等医療証の申請		区役所 3階⑨ 保険年金課 （保険係） ☎ 092-419-1118 FAX 092-441-0075			
保護者が亡くなったため、18歳未満の子どもを養育する人がいなかった	☐ 子どもの養育相談（子育てや家庭の問題に関する相談）	どなたでも	特にありません	区役所 3階⑭ 子育て支援課 （こども相談係） ☎ 092-419-1086 FAX 092-402-2703	特にありません

(9) 子ども本人

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
亡くなった方は、18歳以下だった	☐ 児童手当の変更	児童の養育者（＊５）	ご家庭の状況により必要書類が異なります。 事前に窓口へご相談ください。	区役所 3階③ 子育て支援課 (こども家庭福祉係) ☎ 092-419-1080 FAX 092-402-2703	速やかに
	☐ 児童扶養手当の変更				
	☐ 特別児童扶養手当の変更				
	☐ 認可保育園の退所届				
	☐ 第3子優遇事業				
亡くなった方は、生後5カ月未満だった	☐ 出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請	児童の養育者（＊５）	コールセンターへお尋ねください。	市出産・子育て応援事業事務局 コールセンター ☎ 092-724-1251	コールセンターへお尋ねください。

（＊５）養育者… 児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方

4 博多区役所での手続き概要

◆お越しの際は、届け出する方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

（１０）障がい

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
身体障害者手帳、療育手帳を持っていた	☐ 身体障害者手帳の返却	特に指定はありません	☐ 身体障害者手帳	区役所 4 階⑤ 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) ☎ 092-419-1079 FAX 092-441-1701 (問合専用)	速やかに
	☐ 療育手帳の返却		☐ 療育手帳		
☐ 障がい福祉サービス受給者証の返却 (＊6)	☐ 障がい福祉サービス受給者証				
☐ 地域生活支援事業受給者証の返却 (＊7)	☐ 地域生活支援事業受給者証				
☐ 福祉乗車券・福祉タクシー利用券の返却	☐ 交通用福祉 IC カード ☐ タクシー助成券・福祉タクシー利用券 ☐ 福祉乗車証				
☐ 自立支援医療受給者 (じん臓、肝臓、免えき) 証の返却	☐ 自立支援医療受給者証				
☐ まごころ駐車場利用証の返却	☐ まごころ駐車場利用証		※まごころ駐車場： 妊婦こども(産前産後)・精神・ 指定難病は健康課 (6階)が担当です。		
☐ 緊急通報システムの返却	—				
☐ 福祉電話の返却	—				
☐ 各種手当の喪失届	—				

（＊６）障がい福祉サービス・・・居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など 所有権や相続割合等を定めるものではありません。

（＊７）地域生活支援事業・・・移動支援（ガイドヘルプ）、日中一時支援、訪問入浴サービスなど

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(10) 障がい

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
障がい福祉サービスを受けていた 福祉手帳を持っていた	☐ 精神障がい者保健福祉手帳の返却		☐ 精神障がい者保健福祉手帳	区役所 6 階 健康課 (健康づくり係) ☎ 092-419-1092 FAX 092-441-0057	速やかに
	☐ 自立支援医療受給者証(精神科通院分)の返却		☐ 自立支援医療受給者証		
	☐ 障がい福祉サービス受給者証の返却		☐ 障がい福祉サービス受給者証		
	☐ 地域生活支援事業受給者証の返却		☐ 地域生活支援事業受給者証		
受給者証を持っていた 《小慢・難病・肝炎》	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 (※有効期限内のものに限る。)	特に指定はありません	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	区役所 6 階 健康課 (健康づくり係) ☎ 092-419-1091 FAX 092-441-0057	随時 【※還付請求中の方は速やかに】
	☐ 特定医療費(指定難病)受給者証の返却 (※有効期限内のものに限る。)		☐ 特定医療費(指定難病)受給者証 【※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。】 ☐ 申立人(相続人)名義の通帳 ☐ 戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び申立人が受給者の相続人であることが確認できるもの)		
	☐ 肝炎治療受給者証の返却 (※有効期限内のものに限る。)		☐ 肝炎治療受給者証 【※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。】 ☐ 申立人(相続人)名義の通帳 ☐ 戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び申立人が受給者の相続人であることが確認できるもの)		
被爆者健康手帳を持っていた	☐ 葬祭料の請求 ☐ 死亡届 (葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。) 【※各種手当の受取人変更手続きもごさいますので事前に窓口にご相談ください。】	喪主	☐ 被爆者健康手帳 ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し ☐ 削除された住民票(本人の死亡がわかるもので続柄記載があるもの) ☐ 埋火葬許可証または会葬礼状 ☐ 喪主の通帳 ☐ 委任状(喪主が申請できず代理申請の場合) ☐ 手当証書(受給していた場合) ☐ 死亡者との続柄がわかる戸籍謄抄本が必要な場合があります	区役所 6 階 健康課 (健康づくり係) ☎ 092-419-1091 FAX 092-441-0057	亡くなった日から5年以内

4 博多区役所での手続き概要

◆お越しの際は、届け出する方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

(11) 税金

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
市県民税の納税義務者だった	☐ 市県民税納税通知書送付先の変更	特に指定はありません	☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本、遺言書など)	区役所 4 階 課税課 (市民税係) ☎ 092-419-1027 FAX 092-476-5188	速やかに
市内の土地・家屋の所有者であった	☐ 固定資産税納税通知書送付先の変更	相続人・親族等	☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本、遺言書など) ☐ 納税通知書	区役所 4 階 課税課 (固定資産税土地第1係) ☎ 092-419-1032 FAX 092-476-5188	
未払いの税金があった	☐ 市税の納付 ☐ 納付相談	相続人・親族等	☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本、遺言書など) ☐ 納税通知書、納付書等	区役所 4 階 納税課 ☎ 092-419-1023 FAX 092-476-5188	速やかに

※ 亡くなった方についての市税の手続きについては、後日文書または納税通知書をお送りします。

※ 亡くなった方に課税されていた市税については、相続人へ納税義務が継承されます。

※ 市税は次の方に課税されます。

○ 市県民税…毎年1月1日現在、区内に住所を有しており、前年中(1～12月)に一定の所得がある方

○ 固定資産税…毎年1月1日現在、区内に固定資産を所有している方

○ 軽自動車税…毎年4月1日現在、区内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方

※軽自動車等とは、原付バイク(125cc以下)、バイク(125ccを超えるもの)、軽自動車、小型特殊自動車をいいます。原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車の手続きは11ページ、バイク(125ccを超えるもの)、軽自動車の手続きは13ページを参照してください。

(12) その他

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
相続について相談したい	☐ 相続についての相談 (相続税については 税務署 P12へ) 【弁護士法律相談】 毎週水曜日 ※要予約・無料 【司法書士相談】 毎月第2木曜日 ※要予約・無料	福岡市内に住むか 通勤・通学する人	☐ 右記へお問い合わせください。 (事前予約が必要です。)	区役所 2 階 B 市民相談室 (企画振興課) (広報相談係) ☎ 092-419-1013 FAX 092-434-0053	特にありません

memo

5 福岡市役所関係での主な手続き

	亡くなった方について	☐	主な手続き	窓口・電話番号
市営住宅	市営住宅の入居者(名義人)だった			福岡市営住宅センター (福岡市住宅供給公社)
	同居者が入居の承継をする	☐	市営住宅入居承継承認申請	業務課業務係 ☎ 092-271-2562 FAX 092-291-7540
	市営住宅を退去する	☐	市営住宅の退去手続き	募集課募集係 ☎ 092-271-2561 FAX 092-272-5030
	市営住宅の入居者(同居者)だった	☐	市営住宅同居者異動届	業務課調査係 ☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540
空き家	戸建住宅を所持していた			
	相続した住宅(空き家)の売却または賃貸を考えている	☐	福岡市空き家バンクへ登録(任意)	住宅都市みどり局 住宅計画課 ☎ 092-711-4598 FAX 092-733-5589
	相続した住宅(空き家)を売却し譲渡所得の税控除を受けたい(空き家の譲渡所得 3,000 万円特別控除)	☐	被相続人居住用家屋等確認申請書	
上下水道	水道を使用していた			
	名義人だった	名義人を変更する	☐ 名義人・料金支払方法変更の連絡	福岡市水道局 お客さまセンター ☎ 092-532-1010 FAX 092-533-7370 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始は休み
		使用を中止する	☐ 使用中止の連絡	
	井戸水を併用していた		☐ 世帯人数変更の連絡	
	井戸水のみを使用していた		使用者・世帯人数変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 ☎ 092-711-4507 FAX 092-733-5596
	下水道受益者負担金を納付中または猶予中だった		☐ 下水道事業受益者変更届	
子ども	生後 5 カ月未満で出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請をしていない	☐	出生後の給付金の申請	市出産・子育て応援事業事務局コールセンター ☎ 092-406-0896
就学援助	小中学校に在学中の児童生徒の保護者で就学援助を受けていた	☐	就学援助変更届	各小・中学校または 教育委員会教育支援課 ☎ 092-711-4693 FAX 092-733-5780
霊園	市立霊園の利用者だった	☐	利用者の変更(利用権承継申請)	市営霊園窓口 ☎ 092-711-4869 FAX 092-401-0025

5 福岡市役所関係での主な手続き

亡くなった方について	☐	主な手続き	窓口・電話番号
------------	--------------------------	-------	---------

原付バイク	原付バイク（125 c c以下）を持っていた	☐	原付バイク（125 c c以下）の 廃車・名義変更	財政局資産課税課 軽自動車税係 (博多区庁舎9階) ☎ 092-292-1604 FAX 092-292-4187
-------	------------------------	--------------------------	------------------------------	---

犬

犬の飼い主だった				
新しい飼い主の住所	福岡市内	☐	所有者の変更（登録事項の変更）	東部動物愛護管理センター ☎ 092-691-0131 FAX 092-691-0132 家庭動物啓発センター ☎ 092-891-1231 FAX 092-891-1259
	福岡市外	☐	所有者の変更（登録事項の変更）	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場

農地	福岡市内の農地の所有者だった				農業委員会事務局
	農地の所在地	東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区玄界島	☐	所有者の変更（登録事項の変更）	農地調整係 ☎ 092-733-5777 FAX 092-714-4034
		西区（玄界島を除く）	☐		西部出張所 ☎ 092-806-9435 FAX 092-807-3080

森林	福岡市内の森林（※）の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 （右記森づくり推進課にお問い合わせください。）	☐	森林の所有者届	農林水産局 森づくり推進課 ☎ 092-711-4846 FAX 092-733-5583
----	---	--------------------------	---------	--

ごみ	自分で処理施設へ持ち込む	☐	自己搬入ごみ事前受付センターに 申込	自己搬入ごみ 事前受付センター ☎ 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 1/1～1/3 休み
	福岡市が許可した収集業者に 依頼する	☐	担当区域の一般廃棄物収集運搬許可 業者に収集を依頼	福岡市事業用環境協会 ☎ 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 土・日・祝 休み

6 その他の機関等での主な手続き

手続きのための証明書等について

- 手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの（戸籍、住民票・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。

区分	☐	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
生命保険等	☐	死亡保険金 入院給付金 等	☐ 保険金請求書 ☐ 保険証券 ☐ 戸籍謄本、被保険者の除籍抄本 ☐ 死亡診断書、入院証明書等 ☐ 印鑑 ※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社・郵便局 または代理店
	☐	名義変更・解約 等	☐ 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ☐ 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店
預貯金・株等		口座解凍手続き	☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 ※金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
		名義変更	☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 ※証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
		記名変更 償還金受領	☐ 国債（または証券保管証書） ☐ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ☐ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ☐ 印鑑	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の 郵便局
国税・不動産	☐	相続税 所得税 消費税	右記へお問い合わせください。	博多税務署 福岡市東区馬出 1-8-1 ☎ 092-641-8131 < 自動音声ガイダンス >
	☐	土地・家屋等 相続登記	☐ 登記申請書 ☐ 戸籍謄本法定相続情報一覧図 ☐ 除籍謄本 等 法定相続情報一覧図でも代用できます。 詳しくは右記へ。	（不動産が博多区所在の場合） 福岡法務局 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 ☎ 092-721-4570

6 その他の機関等での主な手続き

区 分	☐	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
-----	--------------------------	--------	------------	-------------

自動車・バイク	普通自動車		自動車税に関すること	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	福岡県博多県税事務所 福岡市博多区博多駅東1-17-1 コネクトスクエア博多2階・3階 ☎ 092-260-6009 FAX 092-260-6011
			名義変更等に関すること	普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3-10-40 ☎ 050-5540-2078 ＜自動音声ガイダンス＞ FAX 092-673-1197
	軽自動車 （三・四輪）			事前に右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 福岡市東区みなと香椎4-3-37 ☎ 050-3816-1750
	二輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下のバイク） 二輪の小型自動車 （250ccを超えるバイク）		名義変更または廃車	※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3-10-40 ☎ 050-5540-2078 ＜自動音声ガイダンス＞ FAX 092-673-1197

遺言	遺言書（＊８）		検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ☐ 遺言原本 ☐ 申立人の戸籍謄本 ☐ 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 （家事事件受付係） 福岡市中央区六本松 4-2-4 ☎ 092-981-9605
	相続放棄		相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から３カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には２種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 （引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。 相続人全員の合意が必要です。）	

(※８)「公正証遺言書」及び、「自筆証書遺言書保管制度」により遺言書保管所（法務局）で保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認は不要。

6 その他の機関等での主な手続き

区 分		☐ 手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
電話・電気・ガス・インターネット	固定電話 (NTT 西日本)	名義変更 (電話加入権の 承継届) 解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT 西日本の場合) ☎ 局番なしで 116 携帯からは 0800-200-0116
	固定電話 (NTT 西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話			
	電気・ガス料金等			
	インターネット			
	ケーブルテレビ			
	NHK受信料		右記に連絡し、手続きを行ってください。	NHK受信契約 ☎ 0120-151515
	運転免許証	返納手続き	☐ 運転免許証 ☐ 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死亡検案書、戸籍 謄本等)	最寄りの警察署 運転免許試験場
	パスポート		☐ パスポート ☐ 名義人の死亡を証明できる戸籍 謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3階 ☎ 092-725-9001
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

7 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

【委任状の様式について】

- 委任状は任意の様式でも有効です。
- 記載例は市民課に住民票の写しなどを請求する場合です。
- 16 ページの委任状を利用されるときは、委任事項を必ず記載してください。
- ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

委 任 状

代理人（頼まれた人）

住 所 福岡市博多区博多駅前二丁目9番3-201号

氏 名 博多 花子

生 年 月 日 明・大・昭・平 ××年○○月○○日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 世帯主の変更にすること。
- 2 住民票の写しの請求並びに受領にすること。
- 3 戸籍に関する証明書の請求並びに受領にすること。
- 4

令和××年○○月○○日

委任者（本人）

住 所 福岡市博多区博多駅前二丁目9番3-101号

氏 名 福岡 太郎

（自署または記名押印）

生 年 月 日 明・大・昭・平 ××年○○月○○日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 （090） 000 - 000

※全ての項目は、委任者（本人）が記載してください。

※次の事項について、あらかじめ代理人にお伝えください。

- ・ 委任事項2
住民票の場合は、本籍地や続柄の記載の有無
- ・ 委任事項3
戸籍の場合は、本籍・筆頭者氏名、必要な証明の種類

【窓口での本人確認資料など】

- 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証など）が必要です。
- マイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しを代理人が請求する場合は、委任者本人の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。
なお亡くなった人の住民票の除票の写しにはマイナンバー及び住民票コードは記載できません。
- 申請書は福岡市のホームページからダウンロード・印刷できます。
- 偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

令 和 年 月 日

委任者（本人）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

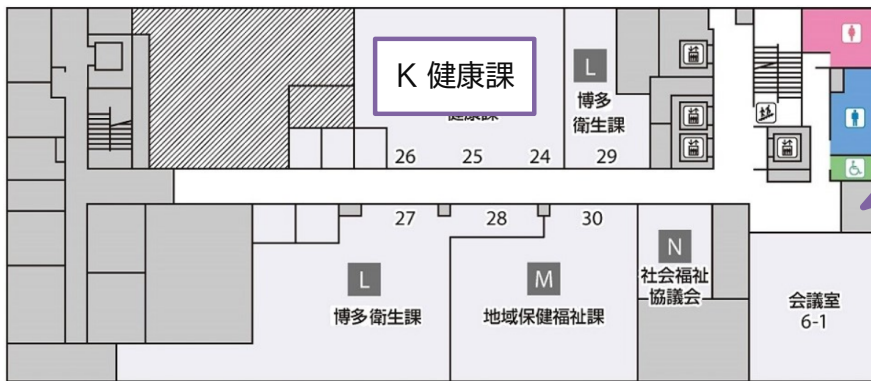
（自署または記名押印）

生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 () ー

8 博多区役所庁舎案内

6階



K 健康課

- 25 精神保健福祉
- 26 各種医療証、被爆者

F 福祉・介護保険課

- 15 身体障がい者、療育手帳
- 16 高齢者関係手続き
- 17 介護保険関係手続き

G 要介護認定事務センター支部

- 18 要介護認定手続き

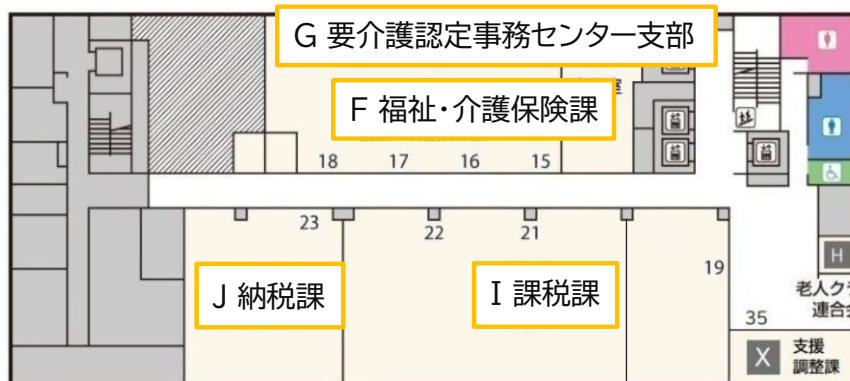
I 課税課

- 21 市県民税納税通知書
送付先変更
- 22 固定資産税納税通知書
送付先変更

J 納税課

- 23 市税の納付、納付相談

4階



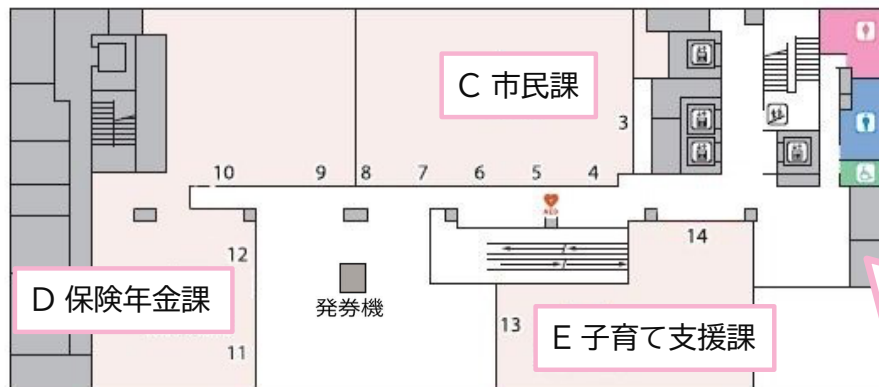
G 要介護認定事務センター支部

F 福祉・介護保険課

J 納税課

I 課税課

3階



C 市民課

C 市民課

- 3 ご遺族サポート窓口
- 5 世帯主変更

D 保険年金課

D 保険年金課

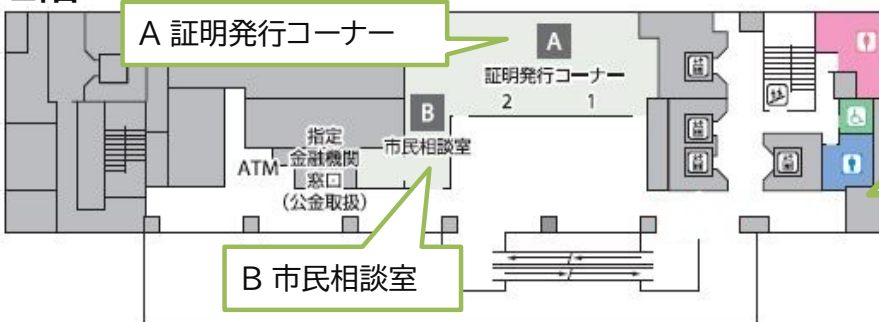
- 9 葬祭費申請・保険証返却
- 10 未支給・遺族基礎年金
- 11 高額療養費払戻し

E 子育て支援課

E 子育て支援課

- 13 子ども関係手続き
- 14 子どもの養育相談

2階



A 証明発行コーナー

A 証明発行コーナー

B 市民相談室

B 市民相談室

A 証明発行コーナー

- B 市民相談室
弁護士・司法書士相談

発行 令和7年6月 福岡市博多区役所総務課

〒812-8512 博多区博多駅前2-8-1

電話 092-419-1011 FAX 092-452-6735

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

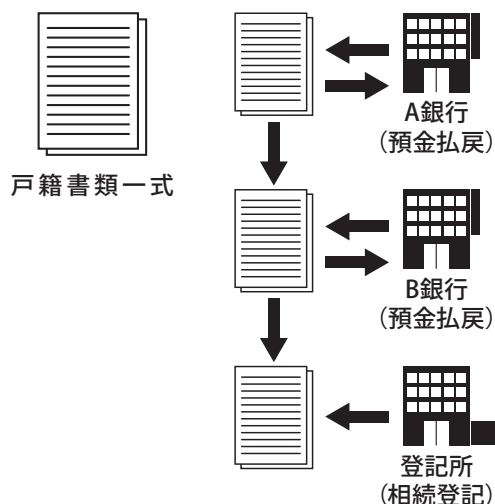
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

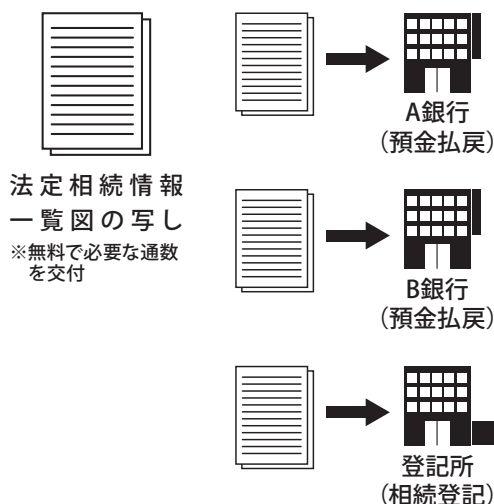
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

発	行	福岡市・博多区
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2025 年 6 月